

社会福祉法人福岡市早良区社会福祉協議会 個人情報保護規程

(平成18年6月1日制定)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、社会福祉法人福岡市早良区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述又は個人に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報データベース等 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であつても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ 本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (5) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (6) 従業者 本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者をいう。
- (7) 匿名化 個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことで特定の個人を識別できないようにすることをいう。

(本会の責務)

第3条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

第4条 本会は、個人情報を取り扱うにあつては、その利用の目的（以下、「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 本会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると

合理的に認められる範囲で行うものとする。

3 本会は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

(事業ごとの利用目的等の特定)

第5条 本会は、別に定める様式により、個人情報を取り扱う事業ごとに個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を定める「個人情報取扱業務概要説明書」を作成するものとする。

(利用目的外の利用の制限)

第6条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前2条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

2 本会は、合 その他の事 により他の社会福祉協議会等から事業を することによって個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで 前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のい れかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前2条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

(1) 法令に ぐ場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが であるとき

(3) 公 生の 又は の な 成の のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが であるとき。

(4) の 関若しくは 方公 体又はその を受けた者が法令の定める事務を行することに して協 する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の 行に を及 すおそれがあるとき。

4 本会は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取扱う範囲を に必要な範囲に限定するものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

(取得の制限)

第7条 本会は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

2 本会は、 条及び に関する個人情報 びに社会的 別の となる個人情報については取得しないものとする。

3 本会は、 則として本人から個人情報を取得するものとする。た し、次の各号のいれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき

(2) 法令等の規定に ぐとき

(3) 個人の生命、身体又は財産の を守るため かつ むを得ないと認められるとき

(4) 所 不明、 が不 分等の事 により、本人から取得することができな

いとき

(5) 相、助、指、理、行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき

4 本会は、前項第4号又は第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その及び当該個人情報に関する利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。
(取得に しての利用目的の通知等)

第8条 本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、 かに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 本会は、前項の規定にかかわらず、本人との で を することによって 書
その他の書 に記 された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から 書
に記 された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人にし、その利用目的を明示するものとする。た し、人の生命、身体又は財産の保護のために に
必要がある場合には、この限りでない。

3 前2項の規定は、次に する場合については適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) の 関若しくは 方公 体又はその を受けた者が法令の定める事務を行することに して協 する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の 行に を及 すおそれがあるとき

第4章 個人データの適正 理

(個人データの適正 理)

第 条 本会は、利用目的の達成に必要な範囲 で、 に個人データを正確かつ の状態に保つものとする。

2 本会は、個人データの えい、 、き の 止その他の個人データの 理のために必要かつ適 な を るものとする。

3 本会は、個人データの 理のために、個人データを取り扱う従業者に する必要かつ適 な を行うものとする。

4 本会は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、确实、かつ かに 又は削除するものとする。

5 本会は、個人情報の取り扱いの 又は一 を本会以外の者に するときは、 則として において、個人データの 理について受 者が べき を明らかにし、受 者に する必要かつ適 な を行うものとする。

第5章 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供)

第1 条 本会は、次に する場合を除く か、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に く場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることができるとき
 - (3) 公衆衛生の若しくは人の安全の確保その他の公益のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることができるとき
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を行ふことにあつて協力を必要とする場合であつて、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 次に定める場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの目的を達成する場合
 - (2) 合同その他の事由による事業の遂行のために個人データが提供される場合
 - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であつて、その旨及び共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理についての責任を有する者の氏名又は名称に関する事項あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に保つておけるとき
- 3 本会は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理についての責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する旨及び変更する者の氏名又は名称あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に保つておけるものとする。

第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

(保有個人データの開示等)

第11条 本会は、本人から、当該本人に保有個人データについて、書面又は電子的により、その開示（当該本人が識別される個人情報等を保有していないときにその開示をすることを要する。以下同じ。）の可否があつたときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の可否をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

3 保有個人データの開示又は不開示の可否の通知は、本人に対し書面により行わなければならないものとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止、等)

第12条 本会は、保有個人データの開示を受けた者から、書面又は電子的により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の可否があつたときは、利用目的の達成に必要な範囲内において必要に応じて訂正等を行い、その旨を当該者に対し、書面により通知するものとする。

2 本会は、前項の通知を受けた者から、訂正等が求められたときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第7章 及び体制

(個人情報保護 理者)

第13条 本会は、個人情報の適正 理のため個人情報保護 理者を定め、本会における個人情報の適正 理に必要な を行わ るものとする。

2 個人情報保護 理者は、事務 長とする。

3 事務 長は、会長の指示及び本規程の定め に き、適正 理 の実施、従業者に する ・事業 等を行う責 を うものとする。

4 事務 長は、適正 理に必要な について定 的に を行い、 し又は を 行うものとする。

5 事務 長は、個人情報の適正 理に必要な の一 を各事業を分 する従業者に することができる。

(情)

第14条 本会は、個人情報の取り扱いに関する 情(以下「 情」という。)について 必要な体制整 を行い、 情があったときは 適 かつ な に努めるものとする。

2 情 の責 者は、事務 長とするものとする。

3 事務 長は、 情 の業務を従業者に することができる。その場合は、あらかじめ従業者を指定し、その業務の 容を明確にしておくものとする。

(従業者の義務)

第15条 本会の従業者又は従業者であった者は、業務 知り得た個人情報の 容をみ りに他人に知ら 、又は不当な目的に 用してはならない。

2 本規程に違 する事実又は違 するおそれがあることを発 した従業者は、その を 個人情報保護 理者に報 するものとする。

3 個人情報保護 理者は、前項による報 の 容を し、違 の事実が 明した場合 には なく会長に報 するとともに、関 事業 に適 な をとるよう指示する ものとする。

第8章 則

(その他)

第16条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。